

指導医療官（医科）募集

近畿厚生局では、医学上の専門的知見から、保険診療の取扱いや診療報酬請求の内容等について保険医療機関等に対する指導・監督等を行う指導医療官（医科担当）を募集しています。

業務内容

1 指導医療官（医科担当）とは

- ・医師の資格を持ち、
- ・厚生労働省の地方厚生（支）局または都府県事務所に勤務し、
- ・保険医療機関等や保険医等に対する指導・監督等を行う厚生労働技官です。

2 主な職務内容

- ・保険医療機関等及び保険医等に対して、保険診療の取扱いや診療報酬請求事務、診療報酬改定内容について、集団指導または個別指導等を行います。
- ・診療内容又は診療報酬請求に不正又は著しい不当が疑われる保険医療機関等に対する監査を行います。
- ・保険者、審査支払機関、保険医療機関等及び保険医等に対する診療報酬の疑義解釈、点数表解釈等に関する指導、助言を行います。

採用条件

1 採用予定官職


- ・国家公務員（厚生労働技官）として採用されます。

2 応募資格

- ・医師免許を有する方
- ・日本国籍を有し、保険医として登録している方
- ・病院又は診療所において、原則として5年以上の臨床経験を有する方

3 任期付指導医療官

- ・大学病院等に勤務している方、又は退職後概ね2年以内である方は、期間を決めて任期付指導医療官として採用することも可能です。
（注）任期は最大5年。採用基準等は（任期のない）指導医療官と異なる部分があります。

 厚生労働省

近畿厚生局

○お問い合わせ先
近畿厚生局管理課
06-6942-2248

1 年収（見込み）約1,100～1,300万円

（給与・手当を含みます。）
（勤務地や採用時の年齢等によって異なります。）

一般職の職員の給与に関する法律に基づき、医療職俸給表（一）が適用され、経験年数等に応じて給与が決定されます。

また、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当などが支給されます。

2 休暇等

■休日：土曜、日曜、年末年始、祝祭日

■休暇：年次休暇（年間20日間）のほか、病気休暇、介護休暇
特別休暇（夏季休暇、結婚・出産に伴う休暇等）

3 宿舎

希望により宿舎の貸与が受けられます。

4 その他の福利厚生

国家公務員共済組合に加入し、病気、負傷に関連した給付を受けることができるほか、厚生年金制度の適用を受けることができます。

5 定年等（令和8年度時点）

- ・定年は67歳になった年度の3月31日です。
（注）令和5年度から定年65歳が2年に1歳ずつ段階的に引き上げられ、令和13年度に70歳になります。
- ・定年後に1年更新で最大3年間の勤務延長ができる制度があります。
（現行において、最長で70歳になった年度の3月31日まで）
- ・70歳以降は、保険指導医（非常勤）として勤務することが可能です。
（年齢制限なし）

1 フレックスタイム制

通常の勤務時間は、本局（医療課・指導監査課）は9時15分から18時00分、各府県事務所は8時30分から17時15分ですが、自己申告に基づき、勤務開始時間と終了時間を変更することが可能です。

2 外部医療機関等での研修

指導医療官の業務に支障が生じない範囲で、週1日程度を限度として、最新の医療技術を有する大学病院等で診療や研修に参加することができます。

3 子ども・子育て支援の推進

子育て中の医師の仕事と家庭を両立する仕組みがたくさん整備されています。

- 育児休業：子が3歳になるまでの間、男女を問わず取得できます。
- 育児短時間勤務：小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、短時間の勤務が可能です。
- 育児時間：小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員であれば、1日につき2時間まで又は1年につき10日相当の時間まで育児時間を取得できます。